

最高裁判所（第三小法廷） 平成● ●年（○○）第● ●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成25年1月22日不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成● ●年（○○）第● ●号、平成23年9月8日判決、本資料261号-162・順号11752）

（控訴審・東京高等裁判所、平成● ●年（○○）第● ●号、平成24年5月24日判決、本資料262号-105・順号11955）

## 決 定

申立人 甲

同訴訟代理人弁護士 中田 祐児 ほか

相手方 国

同代表者法務大臣 谷垣 穎一

同指定代理人 森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

### 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年1月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 田原 瞳夫

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 寺田 逸郎

裁判官 大橋 正春